

茶業研究報告投稿規定  
(2019年11月改正)

日本茶業学会  
茶業研究報告編集委員会

【総則】

1. 投稿者は本会会員に限る。ただし、共同研究者はこの限りではない。また、依頼原稿もこの限りではない。
2. 投稿論文の著作権は、日本茶業学会に属する。また、その原稿は返却しない。

【投稿の種類】

3. 投稿論文は、茶の科学技術に関わる総説、報文、短報、技術レポート、資料とし、報文、短報、技術レポートは未発表のものに限る。さらに、会員からの情報発信の場として「話題」を設ける。
4. 総説は、編集委員会が依頼したとき、表題の研究に関わる進捗状況について解説したり、著者の見解を述べるものとするが、転載を認めない。
5. 報文は、独創的な研究で、それ自体独立して価値ある結論あるいは新しい事実が得られたものとする。
6. 短報は、限られた部分の発見や新しい実験方法等、報文としてとりまとめるまでに至っていないが、早く公表することにより、広く一般に寄与すると認められるものとする。
7. 技術レポートは、報文にするには至らないが技術的に価値を有する試験、実験、調査等に関するものとする。
8. 資料は、会員に有益で学術的な資料（文献情報、調査結果など）とする。
9. 話題は、その他茶産業や茶業研究の発展に有益と考えられる情報で、原則編集委員会が執筆依頼する。
10. 報文は図表を含めて刷り上がり10ページ以内、資料は同8ページ以内、技術レポートは同6ページ以内、短報は同4ページ以内、話題は同2ページ以内とし、超過ページについては別途著者に負担いただく。ただし、編集委員会が依頼した総説、資料、話題などはこの限りではない。
11. 原則的に和文投稿とする。英文投稿の場合および和文投稿の英文サマリーについては、著者の責任において英文校閲を受けるものとする。

【投稿の手続き】

12. 原稿は、本規定及び原稿作成要領にしたがって作成し、原稿1部に様式1（A4版）の

原稿送り状を必ず1部付けて送付する。その際、封筒に「茶研報原稿在中」と表記すること。

13. 原稿の送付先および学会編集に関する通信先

〒428-0039 静岡県島田市金谷猪土居 2769

農研機構金谷茶業研究拠点内

日本茶業学会事務局

電話・FAX 0547-45-0024

14. 原稿の受付日は学会事務局に到着の日とし、受理日は茶業研究報告編集委員長が受理した日とする。

15. 原稿作成要領と著しく異なる原稿は、査読前に書き直しを依頼することがある。

**【審査】**

16. 投稿論文の掲載の採否は、編集委員会が依頼した審査員の査読結果にもとづいて、編集委員会で決定する。なお、担当編集委員は著者に対し修正を求めることができる。

**【校正】**

17. 校正は、原則として初校に限り著者が行い、指定された期日までに本学会事務局に返送する。

18. 校正にあたっては、単なる誤植などの訂正に止める。文章の改訂、内容の加除変更は認めない。

**【費用負担】**

19. 投稿料として3,000円を徴収する。なお超過の場合は著者負担（1ページ6,000円）とする。ただし、編集委員会が依頼した総説、資料、話題などはこの限りではない。また、写真のカラー印刷（グラビア）を希望する場合は1ページにつき2万円を著者負担とする。

20. 別刷りは1部200円とする。なお、別刷りを希望する場合は最低でも10部以上とする。